

第57号議案 品川区小児慢性特定疾病審査会条例

1. 制定理由

児童相談所の設置に伴い、東京都が行っている小児慢性特定疾病医療費の支給事務について区が行うこととなる。ついては、児童福祉法19条の4第1号の規定に基づき、品川区小児慢性特定疾病審査会を設置するため、条例を制定する。

2. 審査会の内容

(1) 所掌事項

小児慢性特定疾病医療費支給認定の審査に関する事項。

(2) 組織等

- ① 審査会は区長の附属機関として設置し、委員5人以内をもって組織する。
- ② 審査会は区長が招集し、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- ③ 審査会の会議は非公開とする。
- ④ 審査会の庶務は健康推進部保健予防課において処理する。

(3) 委員構成

- ① 委員は小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師その他の関係者のうちから、区長が任命する。
- ② 委員の任期は2年とする。

3. 施行期日

令和6年10月1日